

# 労基みえ

第210号 令和8年1月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会  
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051  
FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>  
E-mail:roukimie@mierouki.or.jp



風日祈宮(伊勢市)

## 新年のごあいさつ



一般社団法人  
三重労働基準協会連合会

会長 杉浦 雅和

明けましておめでとうございます。令和8年の新春を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。新春を迎え、会員の皆様にはお健やかに新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。平素は、当連合会および各地域労働基準協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県には、自動車関連産業をはじめ、電機・電子、化学、食品など多彩な分野の企業が集積し、地域経済と雇用を支える重要な役割を担っておりますが、カーボンニュートラルやデジタル化の進展を背景に、ものづくりの現場や働き方に大きな変化が生まれています。また、人手不足も深刻化しており、労働安全衛生の重要性は一層高まっておりますので、安全意識向上への取組が求められております。

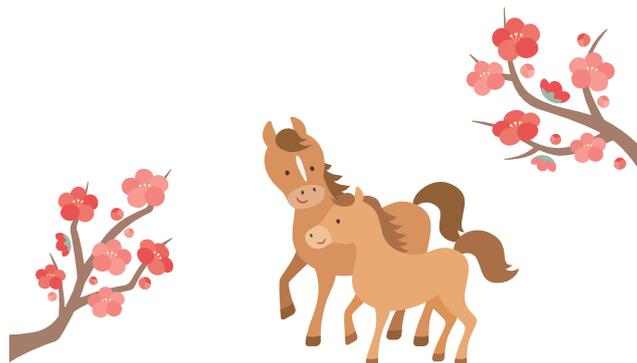
労働行政に関しては、令和5年度に策定された「第14次労働災害防止計画」が4年目を迎える年であり、県内安全衛生を取り巻く状況と施策の方向性を踏まえ、関係者等が一体となって取組んでいるところであります。

当連合会では、登録教習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関などとしての立場から、労働災害

防止や安全衛生水準の向上に向けた活動を進めてまいりました。昨年も、安全衛生大会やセミナー、技能講習などを通じ、最新の法令や実践事例の共有を図ることができました。こうした取組は、ひとえに会員の皆様のご理解とご尽力の賜物であり、改めて感謝申し上げます。

本年も、講習等の充実を図っていくほか、各地区の労働基準協会と連携しつつ、地域産業の発展と調和した労働環境の整備を目指し、行政・関係機関との連携を深めながら、事業場の安全衛生管理や人材育成の支援に力を注いでまいります。職場の安全と健康を守ることは、働く一人ひとりの幸福だけでなく、企業の成長、そして地域社会の活力にもつながるものと確信しております。

結びに、新しい年が皆様にとってよりよい年になるよう心からお祈り申し上げますとともに、当連合会の事業活動への変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶



三重労働局長

石田 聡

新年あけましておめでとうございます。

令和8年の年頭に当たり、改めて日頃の労働基準行政への御支援と御協力に感謝申し上げますとともに、今後の労働行政について述べさせていただきます。

第一に安全衛生対策についてです。昨年の三重県内における労働災害による死亡者数は、11月末時点で6人と昨年同期比で6人の減少、休業4日以上 の死傷者数につきましては、11月末時点で1,942人と前年同期比で11人の減少となりました。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶ちません。中でも、60歳以上の高年齢労働者の労働災害が顕著に増加しています。

一方、職場における労働者の健康保持増進に関しては、メンタルヘルスや過重労働への対応、化学物質の自律管理や石綿ばく露防止、治療と仕事の両立支援など多様化しております。

労働災害を減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年度からスタートした三重労働局第14次労働災害防止計画について、同計画の最終年である令和9年度の総括に向け、令和8年においても、事業者、労働者、労働局、労働災害防止団体等の関係者が一体となって「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」等の労働災害防止対策を総合的かつ計画的に推進し、同推進運動の標語である「あせるな いそぐな

おこたるな」を活用して、事業場における安全衛生意識の高揚を図り、労使・関係請負人等の協力により自主的な安全衛生活動をより一層推進していく必要があります。

各会員企業におかれましても、経営トップの強い

リーダーシップの下、労使はもとより、関係請負人、発注者等とともに、危機感を持って、労働災害防止対策に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

第二に賃金引上げについてです。三重県最低賃金が昨年の11月21日から、時間額1,087円となりました。三重労働局では、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金を引き上げた場合に対象となる「業務改善助成金」や、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するための「キャリアアップ助成金」など賃上げを支援する各種助成金を用意しておりますので、活用について御検討いただきますようお願い申し上げます。加えて、同一労働同一賃金の遵守の徹底や価格転嫁対策等中小企業等が着実に賃上げできる環境整備に取り組んでまいります。

第三に働き方改革についてです。一昨年4月から、建設業、自動車運転の業務等についても、時間外労働の上限規制が適用されました。こうした業種の長時間労働の背景には取引慣行上の問題など、個々の事業主の御努力だけでは解決することが困難な課題もあることから、引き続き、荷待ち時間の削減等に係る荷主への要請や、適切な工期の設定についての発注者への要請などの取組を行うとともに、中小企業等に対するきめ細やかな支援も継続してまいります。

三重労働局においては、本年も引き続き、地方自治体、労使団体等との連携を密にし、地域の実情に応じた取組を進め、地域における総合労働行政機関として、労働基準監督署及びハローワークと一体となって施策を推進してまいります。

結びに、労働行政の推進に当たっては、貴協会並びに会員各位の御支援と御協力が不可欠です。今後とも、皆様と連携し、三重労働局職員が一丸となって、役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会の益々の御発展と会員企業の皆様の御健勝をお願い申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

# 三重労働局長がベストプラクティス企業を訪問しました ～セントラル硝子プロダクツ株式会社～

三重労働局（局長 石田 聡）は、「過労死等防止啓発月間（毎年11月）」中の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、令和7年度のベストプラクティス企業を選定し、令和7年11月13日、三重労働局長が職場訪問を実施しました。

今回、ベストプラクティス企業に選定されたのは、松阪市に本社を置き、建築・自動車用硝子製品の製造・販売を行う「セントラル硝子プロダクツ株式会社」（代表取締役社長 川瀬 将昭 様）です。DX推進課の新設によるDXの推進や、労働組合と協議の上、多能化教育を行うなどして、時間外労働を減らし、働きがいをもって働ける職場を目指して様々な働き方改革の取組を行っています。



## 謹 賀 新 年

### 三重労働局

局 長	石 田 聡
総 務 部 長	東 田 尚
総 務 課 長	田 中 吉
労働保険徴収室長	田 中 田 吉
労働基準部長	津 田 宮 惠
監督課長	宮 内 一
健康安全課長	久 保 田 洋
労災補償課長	田 村 英
賃金室長	久 留 原 郁
雇用環境・均等室長	矢 山 島 信
職業安定部長	山 口 村 大
職業安定課長	中 村 田 克
職業対策課長	横 田 由
需給調整事業室長	西 山 隆
訓練課長	土 屋 明

### 労働基準監督署

四日市労働基準監督署長	三 浦 かをり
松阪労働基準監督署長	中 谷 淳之介
津労働基準監督署長	古 市 泰 久
伊勢労働基準監督署長	海 山 淳 人
伊賀労働基準監督署長	白 塚 山 泰 亮
熊野労働基準監督署長	中 島 裕 子
公共職業安定所	奥 野 裕 子
四日市公共職業安定所長	杉 岡 一 幸
伊勢公共職業安定所長	堀 橋 利 宣
津公共職業安定所長	石 田 村 京 樹
松阪公共職業安定所長	矢 市 木 欣 也
桑名公共職業安定所長	伊 賀 市 下 省 二
伊賀公共職業安定所長	尾 鷲 野 出 張 所 長
尾鷲公共職業安定所長	尾 鷲 野 出 張 所 長
鈴鹿公共職業安定所長	鈴 鹿 公 共 職 業 安 定 所 長

### 一般社団法人三重労働基準協会連合会

会 長	杉 浦 雅 和
副 会 長	宇 野 恭 生
副 会 長	山 崎 長 英
副 会 長	田 端 輝 重
専 務 理 事	森 森 輝 重
地区労働基準協会	山 本 重 雄
桑名労働基準協会長	山 崎 端 野 田 満
(一社)四日市労働基準協会長	山 田 宇 田 益 岡
津労働基準協会長	山 田 宇 田 益 岡
松阪労働基準協会長	山 田 宇 田 益 岡
伊勢労働基準協会長	山 田 宇 田 益 岡
伊賀労働基準協会長	山 田 宇 田 益 岡
熊野尾鷲労働基準協会長	山 田 宇 田 益 岡

# 三重県内の最低賃金

## 三重県最低賃金 時間額 **1,087円** (令和7年11月21日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。ただし、次の労働者は、「三重県最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
  - ② 雇い入れ後3月未満（「電線・ケーブル製造業」は6月未満）の者であって、技能習得中のもの
  - ③ 主として清掃又は片付け等軽易業務に従事する者
- ※派遣労働者については、派遣先の地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金			効力発生日
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額	<b>1,097円</b>	令和7年12月21日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	<b>1,111円</b>	令和7年12月21日

※三重県最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円、平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円、平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額843円、平成27年12月20日発効）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額923円、令和3年12月21日発効）」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額1,031円、令和6年12月21日発効）」が適用される労働者については、三重県最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

## 三重県内の労働災害発生状況

令和7年11月末速報値

	死亡者数			休業4日以上之死傷者数			製造業内訳	死亡者数			休業4日以上之死傷者数				
	令和6年	令和7年	対前年比	令和6年	令和7年	対前年比		令和6年	令和7年	対前年比	令和6年	令和7年	対前年比		
	11月末	人	%	11月末	人	%		11月末	人	%	11月末	人	%		
全産業	12	6	-6	1,953	1,942	-11	-0.6	食料品	0	0	±0	111	107	-4	13.6
製造業	4	0	-4	491	503	+12	+2.4	木材・木製品	0	0	±0	15	15	±0	±0
鉱業	0	0	±0	4	3	-1	-25.0	化学工業	0	0	±0	55	74	+19	+34.5
建設業	4	3	-1	210	179	-31	-14.8	窯業土石製品	1	0	-1	31	37	+6	+19.4
道路貨物運送業	1	1	±0	204	195	-9	-4.4	金属製品	0	0	±0	79	65	-14	-17.7
林業	1	0	-1	26	24	-2	-7.7	一般機械	0	0	±0	25	36	+11	+44.0
小売業	0	2	+2	261	236	-25	-9.6	電気機械器具	0	0	±0	19	32	+13	+68.4
社会福祉施設	0	0	±0	215	210	-5	-2.3	輸送用機械	1	0	-1	60	57	-3	-5.0
上記以外の産業	2	0	-2	542	592	+50	+9.2	上記以外の製造業	2	0	-2	96	80	-16	-16.7

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」（新型コロナウイルス感染症を除く）

## 年間安全衛生管理計画の作成について

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動を継続的、かつ、計画的に実施することが必須となります。

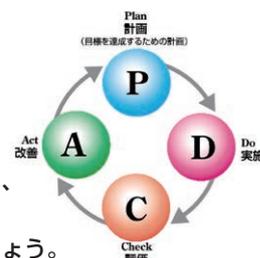
また、事業場の安全衛生水準を向上させるには、前年（度）に取り組んだ安全衛生活動を検証し、その結果を次年（度）の安全衛生活動に反映することが求められます。

三重労働局ホームページ（[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei.html#4\\_9](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html#4_9)）に

「令和8年(度)安全衛生管理計画及び実施結果報告書」を掲載しておりますのでご活用をお願いします。

※50人以上の製造業（一部業種10人以上）・第三次産業（一部業種30人以上）など一定の事業場には、所轄労働基準監督署長から同報告書を送付の上、年間安全衛生管理計画の作成及び提出を依頼します。

年間安全衛生管理計画を作成し、**「PDCAサイクル」**により、安全衛生活動を推進しましょう。



# 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

## 1 個人事業者等安全衛生対策の推進

R8.4.1施行

### 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

(特定) 元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

## 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

### (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

(特定) 元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### (2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等（※）での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

## 4 高齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html)

改正安衛法等に係る  
特設ページ

労働者のスキルアップを図る事業主のみなさま

## 「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」 を活用し、在籍型出向で労働者のスキルアップしませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主**に対して助成金が支給されます。積極的にご活用ください。

### 助成対象となる「出向」とは？

以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること
- 出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くこと
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも**5%以上上昇**させること

### 助成の内容

出向元事業主に対して、出向中の労働者の**賃金の一部**を助成します。※企業グループ内出向は対象外

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下①②のうち <b>いずれか低い額</b> に助成率をかけた額（最長1年） ① 出向労働者の出向中の賃金*1のうち出向元が負担する額 ② 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,635円*2 / 1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和6年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

### 助成額の算出例（イメージ）

< 賃金9,000円/1日の従業員を、賃金10,000円/1日の出向元5割負担で、1年間出向させる場合 >

①出向元が負担する出向中の賃金額 出向元負担 <b>5,000円</b>	出向先負担 <b>5,000円</b>	②出向前賃金の1/2の額 <b>4,500円</b>
①、②のうち低い方 <b>4,500円</b>	✗	助成率 <b>2 / 3</b> ※中小企業の場合
	=	1日あたり助成額 <b>3,000円 / 1日</b> 上限 (8,635円) 以内
		※1年換算* 240日 / 1年の場合 3,000円 × 240日 ⇒ <b>720,000円</b>

## 受給までの流れ

<b>1</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出向元事業主と出向先事業主との<b>契約</b><sup>※1</sup></li> <li>・ 労働組合などとの<b>協定</b></li> <li>・ 出向予定者の<b>同意</b></li> </ul>	<p>※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。</p> <p>※2 出向元事業主が出向計画届を作成し、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに、都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。</p> <p>※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。</p> <p>※4 出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に出向元事業主が支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。</p> <p>※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。</p>
<b>2</b>	出向計画届（スキルアップ計画を含む）の提出・要件の確認 <sup>※2</sup>	
<b>3</b>	出向の実施（1か月間～2年間）	
<b>4</b>	出向から復帰（賃金上昇） <sup>※3</sup>	
<b>5</b>	支給申請 <sup>※4</sup> 助成金受給 <sup>※5</sup> （最長1年分）	

## 「在籍型出向」の活用事例

### 製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成をしたい。  
ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。



### 産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。  
違う環境・職種へチャレンジしたいという意欲のある人材を受け入れることとした。

### 温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を運営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。



### ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

### 日本酒醸造業（出向元）

コロナ禍のため海外で人気が高い日本酒の輸出にも影響は出ているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れている。今後のために米作りを行っている法人に若手従業員を出向し技術習得をさせたい。



### 耕種農業（出向先）

水稲、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業で生産性向上を図ることで、週休二日制や大型特殊車両の資格取得支援など従業員の労務管理を行っている。

## 申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、三重労働局助成金センター **(059-213-9870)**、県下各ハローワークへご質問ください。

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

# 改正女性活躍推進法に基づき従業員数101人以上の企業は 情報公表の必須項目が拡大されます

## 女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年(2026年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年(2036年)3月31日までに延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。(施行日:令和8年4月1日)
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。(施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める日)

## 情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。(従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。)

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、 2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 2項目以上を公表
101人~300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 1項目以上を公表

※ 現在、従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表することと、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)</li> <li>・男女別の採用における競争倍率(区)</li> <li>・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)</li> <li>・係長級にある者に占める女性労働者の割合</li> <li>・管理職に占める女性労働者の割合</li> <li>・役員に占める女性の割合</li> <li>・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)</li> <li>・男女別の再雇用又は中途採用の実績</li> <li>・男女の賃金の差異(全・正・パ有)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の平均継続勤務年数の差異</li> <li>・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合</li> <li>・男女別の育児休業取得率(区)</li> <li>・労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)</li> <li>・有給休暇取得率</li> <li>・有給休暇取得率(区)</li> </ul>

※ (区):雇用管理区分ごとに公表 (派):労働者派遣の役務の提供を受ける場合には派遣労働者を含めて公表  
(全・正・パ有):男女賃金差異については「全労働者」、「正規雇用労働者」、パート・有期社員の「非正規雇用労働者」の3区分で公表

## プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

# 情報公表には「女性の活躍推進企業データベース」を利用しましょう

URL ▶▶ <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



「女性の活躍推進企業データベース」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（行動計画）と、自社の女性活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトです。



働きがいに関する実態（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

採用した労働者に占める女性労働者の割合	（総合職）23% （一般職）71%
採用における男女別の競争倍率	（総合職）男性:30倍、女性:43倍 （一般職）男性:11倍、女性:23倍
採用における競争倍率の男女比	

情報公表する項目を掲載できます。そのほか、自社の行動計画の掲載や取組を自由に記載することができます。

## 三重労働局では改正女性活躍推進法説明会を開催します

本説明会では、改正女性活躍推進法の内容を中心に改正ポイントを解説いたします。また、併せて改正された労働施策総合推進法等に基づくハラスメント対策強化についても説明いたします。

### 改正女性活躍推進法等説明会 ★ 参加費無料・先着250名・事前予約制

日時 2026年 2月13日(金) 14:00～16:00

会場 四日市市勤労者・市民交流センター 多目的ホール  
四日市市日永東1丁目2-25

対象 企業の人事・労務担当者・経営者様 / 管理職の方々 / 女性活躍推進にご関心のある方  
特に、新たに情報公表義務が生じる従業員101～300人の企業の皆様

説明内容  
・改正女性活躍推進法の内容について  
・ハラスメント対策の強化  
(カスタマーハラスメント、就活生等へのセクシュアルハラスメント)

申込方法 三重労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html>)  
のイベント情報に1月に掲載予定です。そちらからお申し込みください。

### ★ 3月にオンライン説明会も予定しています。

オンライン説明会日時: 2026年3月2日(月)、3月5日(木)、開始時間 13:30～  
申込方法は三重労働局ホームページのイベント情報に1月に掲載予定です。

三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059 (226) 2318  
受付時間 8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く)

# 労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から 電子申請ができるようになりました!!



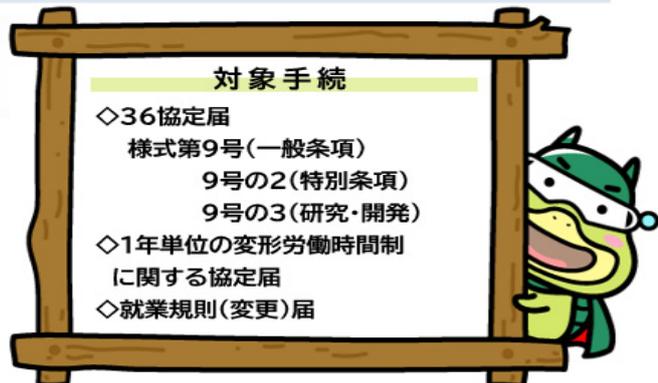
「確かめよう労働条件」を使うと  
4つの機能で電子申請が便利に!!

◇ 詳細は裏面へ

- 1 内容の異なる協定等の一括届出機能 → 作業負担を軽減!
- 2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能 → ファイル作成が不要!
- 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能 → 検索作業が不要!
- 4 次回届出時のリマインド・複写機能 → 次回届出を効率化!



電子申請様式  
作成支援ツール



### 対象手続

- ◇ 36協定届  
様式第9号(一般条項)  
9号の2(特別条項)  
9号の3(研究・開発)
- ◇ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
- ◇ 就業規則(変更)届

以下のとおり検索いただき、  
ウェブサイトにアクセスして  
ご利用ください。

確かめよう労働条件 🔍 検索



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署



## 連合会からのお知らせ

### 受賞おめでとうございます

**一般社団法人 三重労働基準協会連合会長表彰**（令和7年10月1日 令和7年度三重県産業安全衛生大会）  
（安全衛生表彰）

◆ **優良事業場賞（7事業場）**

株式会社三和化学研究所 三重研究パーク  
コスモテクノ四日市株式会社  
日本板硝子株式会社 四日市事業所  
株式会社興和工業所 松阪工場  
株式会社長栄軒  
藤和電子株式会社  
株式会社紀和マシナリー

◆ **功労賞（6名）**

中野良彦（味の素株式会社 東海事業所）  
坪谷広之（一般社団法人四日市労働基準協会）  
内藤雅文（日本板硝子株式会社 津事業所）  
勝田隆（ジャパンマリンユナイテッド株式会社 津事業所）  
佐藤直秀（株式会社エクセディ 上野事業所）  
村田和隆（株式会社塩谷組）

（以上「敬称略」）

## 連合会活動日誌

（令和7年10月～12月）

◆ **10月1日 三重県産業安全衛生大会を開催**

三重労働局、県内労働災害防止関係団体との共催、三重県、労使団体の後援により、「三重県文化会館」において、三重県産業安全衛生大会を開催しました。安全衛生分野における優良事業場や功労者の表彰、労働災害防止に向けた「大会宣言」の採択、ウォーキングヘルスケアコーチみのわあい先生の特別講演などが行われました。参加者は268名でした。

◆ **10月5日 労働安全衛生法に基づく免許試験に協力**

公益財団法人安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センターによる三重地区出張特別試験が「三重県総合文化センター」において行われ（受験者数749名）、関係団体の中核としてその準備・試験監督・運営・後片付け等、関係団体とともに協力しました。

◆ **11月7日 本年度第3回通常理事会を開催**

「津フェニックスビル5階共用会議室」において第3回通常理事会を開催し、事務局から本年度事業の進行状況、本年度予算の執行状況、8年度技能講習等の計画、安全祈願祭等、今後の主要事業の準備状況の報告を行うとともに、意見を聴きました。

◆ **11月14日～28日 各地区の労働基準協会が安全衛生大会・優良勤労者表彰式等を開催**

各地区労働基準協会が14日から28日（14日 松阪、18日 熊野尾鷲、20日 四日市・伊勢、21日 桑名・伊賀、28日 津）にかけて安全衛生大会ならびに優良勤労者表彰式等を開催しました。

## 令和8年1月～令和8年3月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

種 別	実施月日	会 場	受講費用
技 能 講 習	乾燥設備作業主任者技能講習	1月15日～16日	津フェニックスビル6階講習会場 14,850円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	1月29日～30日	近鉄百貨店四日市店 13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	2月5日～6日	津フェニックスビル6階講習会場 13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	2月26日～27日	近鉄百貨店四日市店 13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	1月13日～14日	津フェニックスビル6階講習会場 13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	1月27日～28日	近鉄百貨店四日市店 13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	2月3日～4日	津フェニックスビル6階講習会場 13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	2月24日～25日	近鉄百貨店四日市店 13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	3月10日～11日	津フェニックスビル6階講習会場 13,530円
	石綿作業主任者技能講習	2月17日～18日	津フェニックスビル6階講習会場 13,090円
	工作物石綿事前調査者講習	2月12日～13日	鈴鹿地域職業訓練センター 49,280円
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	1月21日～23日	北勢自動車協会(四日市) 19,910円
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	2月18日～20日	北勢自動車協会(四日市) 19,910円
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	3月11日～13日	北勢自動車協会(四日市) 19,910円
ガス溶接技能講習	3月14日～15日	ポリテクセンター三重(四日市) 14,630円	
高所作業車運転技能講習	3月3日～4日 5日・6日	津フェニックスビル 中部電力中勢配電訓練所(美里)	免除なし 45,320円 1号免除 38,830円 2号免除 40,920円

## 講習会(養成講習、特別教育、研修等)予定

種 別	実施月日	会 場	受講費用
養 成 講 習 ・ 特 別 教 育 等	安全衛生推進者養成講習	1月27日～28日	津フェニックスビル6階講習会場 14,080円
	安全管理者選任時研修	1月15日～16日	鈴鹿地域職業訓練センター 12,760円
	産業用ロボット教示等業務特別教育	2月12日～13日	津フェニックスビル6階講習会場 16,830円
	産業用ロボット業務特別教育(検査・教示)	1月21日～23日	NDSソリューション(四日市) 35,750円
	化学物質管理者講習(取扱)	1月20日	津フェニックスビル6階講習会場 17,160円
	保護具着用管理責任者教育	1月8日	津フェニックスビル6階講習会場 18,150円
	騒音障害防止管理者講習	2月10日	津フェニックスビル6階講習会場 12,650円

- 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。  
一部の講習会の募集について、受付開始後すぐに満席により受付終了する場合があります。  
(FAX申込の方)  
入金前に電話にて受付状況を確認願います。受付開始直後は回線が混み合います。送信完了後、しばらく経ってからご連絡ください。  
(Web申込の方)  
自動送信の「講習申込仮予約確認」メール受信を確認のうえ、入金ください。  
※受付前及び満席後の入金返金は返金対応となりますのでご注意ください。受付できない場合は、当連合会より順次ご連絡いたします。
- 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご確認ください。
- 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。